

追啓、ふぢ之義、ふときもほそきも二いろ、二とらせ御おき可被申候。此旨狀村送ニ遣度候。以上。
(第二通は年次不詳なり。今こゝに合叙す。)

九月廿二日。前田利家、鹿島郡小島・所口の百姓に、所口屋敷の替地として明神野を與ふ。

【所口村文書】 鹿島郡 二〇〇四

所口屋敷の替地として、明神野之荒地を相渡候間可越候。荒地者開次第可遣候也。

天正十七

(前田利家) 印

九月廿二日

小島之百姓中

(所口屋敷は、七尾城下の土邸に供せられたる地なるべし。)

九月廿五日。前田利家、羽咋郡大島村の堺兵衛に、四斗三升四合の地を扶持す。

【大島村文書】 羽咋郡 二〇〇五

土田庄大嶋村内、堺兵衛居屋敷かけて四斗三升四合之所

令扶持者也。

天正十七

九月廿五日

大嶋

堺兵衛所に

(前田) 家 在印

九月廿八日。前田安繼、岡田長右衛門に、鳳至郡二俣川の内二百俵の地を扶持す。

【岡田文書】 二〇〇六

櫛比荒屋組之内二俣川之内を以、貳百表令扶持候之條全可知行候。仍如件。

天正十七年

九月廿八日

岡田無右衛門尉殿

(前田) 孫左衛門尉 安 繼 在判

【岡田文書】 二〇〇七

今度爲加増分、四拾表之地令扶持畢。全可有知行者也。仍如件。

(前田) 播磨守 利 好 在判

申 七月九日

岡田無右衛門尉殿

(第二通に播磨守利好とあるは孫左衛門安繼の後の名にして、申は慶長元年若しくは十三年なり。今ここに合叙す。)

十月四日。前田利家、羽咋郡氣多社に、同社寄進地繩打出分の處置に關して告ぐ。

【氣多神社文書】 羽咋郡 二〇〇八

已 上

一宮大明神に寄進分四百俵事、先年岡嶋帶刀左衛門尉・木村三藏如割付候、不可有異儀候。但今度國中繩打之出分の事は、如先割給人方へ可被相立候。人夫わけの事も可爲如先規候也。謹言。

天文十七

十月四日

(前田) 家 在印

一宮大宮司

天正十七年

(櫻井) 監物 丞殿

以 上

【氣多神社文書】 二〇〇九

能州一宮氣多大明神利家寄進分四百俵之所、給人方与有申付、立合令繩打出分在之由候。其儀者給人方に遣、殘田畠屋敷、如前々利家任一行之旨可有社納候。并神社林以下可有同前候。永代不可有相違候也。仍如件。
(年不詳) 十一月三日

(前田) 利 政 在判

一宮大宮司

監物 丞殿

【氣多神社文書】 二〇一〇

一宮給人与申分、大納言殿に御理之趣、徳山五兵衛を以申入候。然出羽方申分可有御尋候由被仰出候條、急度可罷上候。謹言。

孫 四

八二九